

# 事務局職員 就業規則

## 第1章 総 則

### (目的)

第1条 この規則は、特定非営利活動法人 日本心療内科学会（以下「学会」という）の秩序を維持し、事務局業務の円滑な運営を期すため、職員の就業に関する労働条件および服務規律を定めたものである。

2 この規則に定めないことについては、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この規則において「職員」とは、第2章の定めにより採用された事務局職員をいう。

### (規則の遵守)

第3条 学会はこの規則に基づく労働条件により職員に就業させる義務を負い、職員はこの規則を遵守する義務を負うと共に、相互に協力して当学会の発展に努めなければならない。

## 第2章 採用および労働契約

### (採用)

第4条 学会は、事務局の職員採用に当たっては、定款第20条の定めに従い就職希望者のうちから事務局長が選考し、理事長が任免する。

### (労働契約の期間等)

第5条 学会は、労働契約の締結に当たって期間の定めをする場合には、3年の範囲内で、契約時に本人の希望を考慮の上各人別に決定し、別紙の雇入通知書で示す。

2 前項の場合において、当該労働契約の期間の満了後における当該契約に係る更新の有無を別紙の雇入通知書で示す。

3 当該契約について更新する場合又はしない場合の判断の基準は、以下の事項とする。

- ① 契約期間満了時の業務量により判断する。
- ② 当該職員の勤務成績、態度により判断する。
- ③ 当該職員の能力により判断する。
- ④ 学会の経営状況により判断する。
- ⑤ 従事している業務の進捗状況により判断する。

### (労働条件の明示)

第6条 学会は、職員の採用に際しては、別紙の雇入通知書及びこの規則の写しを交付して労働条件を明示する。

## 第3章 服務規律

### (服務)

第7条 職員は、業務の正常な運営を図るため、学会の指示命令を守り、誠実に服務を遂行するとともに、次の各事項をよく守り、職場の秩序の保持に努めなければならない。

- ①学会の名譽又は信用を傷つける行為をしないこと
- ②学会、取引先等の機密を他に漏らさないこと

- ③みだりに遅刻、早退、私用外出及び欠勤をしないこと。やむを得ず遅刻、早退、私用外出及び欠勤をするときは、事前に上司に届け出ること
- ④勤務時間中は、みだりに定められた場所を離れないこと
- ⑤許可なく職場以外の目的で学会の施設、物品等を使用しないこと
- ⑥職務を利用して自己の利益を図り、また不正な行為を行わないこと

#### 第4章 労働時間、休憩及び休日

##### (労働時間及び休憩)

第8条 始業及び終業の時刻並びに休憩時間は、次のとおりとする。

始業時刻	9時
終業時刻	17時
休憩時間	12時から13時まで

- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合その他やむを得ない事情により始業並びに終業の時刻並びに休憩時間を繰り上げ又は繰り下げることがある。
- 3 休憩時間は、自由に利用することができる。

##### (休日)

第9条 休日は、次のとおりとする。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日（振替休日を含む。）及び国民の休日（5月4日）
- ③ 年末年始（12月29日より、1月3日まで）
- ④ その他学会が指定する日

##### (休日の振替)

第10条 前条の休日については、業務の都合上やむを得ない場合は、あらかじめ他の日と振り替えることがある。ただし、休日は4週間を通じ8日を下回らないものとする。

##### (時間外及び休日労働)

- 第11条 学会は、第8条第1項で定める労働時間を超えて労働させ、また第9条で定める休日に労働させないものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、業務の都合上やむを得ない場合は、第6章の第18条に従い休日労働手当を支払い労働させることができる。

##### (出退勤手続)

- 第12条 職員は、出退勤に当たって、各自の出勤簿に、出退勤の時刻を記録しなければならない。
- 2 出勤簿は自ら記載し、月初めに学会の労務担当者に提出する。

#### 第5章 休暇等

##### (年次有給休暇)

第13条 6カ月以上継続して勤務し、会社の定める所定労働日数の8割以上出勤したときは、次表のとおり年次有給休暇を与える。

		雇入れの日から起算した継続勤務期間の区分に応ずる年次有給休暇の日数						
週所定労働時間	所定労働日数	6カ月	1年6カ月	2年6カ月	3年6カ月	4年6カ月	5年6カ月	6年6カ月以上
30時間以上	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日	

	5日							
30時間未満	4日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
	3日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
	2日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
	1日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

- 2 年次有給休暇を取得しようとするときは、所定の用紙によりその期日を指定して事前に届け出るものとする。
- 3 職員が指定した期日に年次有給休暇を取得すると事業の正常な運営に著しく支障があると認められるときは、他の日に変更することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、従業員の過半数を代表する者との協定により、各パートタイム労働者の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、あらかじめ期日を指定して計画的に与えることがある。
- 5 当該年度の年次有給休暇で取得しなかった残日数については、翌年度に限り繰り越される。

#### (産前産後の休業)

- 第14条 6週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産する予定の職員は、請求によって休業することができる。
- 2 産後8週間を経過しない職員は就業させない。ただし、産後6週間を経過した職員から請求があつた場合には、医師が支障がないと認めた業務に就かせることができる。

#### (育児時間等)

- 第15条 生後1年未満の子を育てる職員から請求があつたときは、休憩時間のほか1日について2回、1回について30分の育児時間を与える。
- 2 生理日の就業が著しく困難な職員から請求があつたときは、必要な期間休暇を与える。

#### (妊娠中及び出産後の健康管理に関する措置)

- 第16条 妊娠中又は出産後1年以内の職員が母子保健法の規定による健康診査等のために勤務時間内に通院する必要がある場合は、請求により次の範囲で通院のための休暇を認める。ただし、医師又は助産師（以下「医師等」という。）の指示がある場合は、その指示による回数を認める。
- ① 妊娠23週まで 4週間に1回
  - ② 妊娠24週から35週まで 2週間に1回
  - ③ 妊娠36週以降 1週間に1回
- 2 妊娠中の職員に対し、通勤時の混雑が母体の負担になると認められる場合は、本人の請求により始業時間を30分線下げ、終業時間を30分線上げることを認める。ただし、本人の請求により合計1日1時間以内を限度として線下げ又は線上げ時間の調整を認める。
- 3 妊娠中の職員が業務を長時間継続することが身体に負担になる場合、本人の請求により所定の休憩以外に適宜休憩をとることを認める。
- 4 妊娠中及び出産後1年以内の職員が、健康診査等を受け医師等から指導を受けた場合は、その指導事項を守ることができるようにするために次のことを認める。
- ① 作業の軽減
  - ② 勤務時間の短縮
  - ③ 休業

- 5 前各項の措置のうち、通院のための休暇、勤務時間の短縮及び休業の措置中の賃金の取り扱いは無給とする。

#### (育児休業及び介護休業等)

- 第17条 1歳（特別の事情がある一定の場合にあっては1歳6ヶ月）に満たない子を養育する職員は、学会に申し出ることにより、育児休業をすることが、また、3歳に満たない子を養育する必要がある

- ときは、育児短時間勤務制度の適用を受けることができる。
- 2 要介護状態にある家族を介護する職員は、学会に申し出ることにより、介護休業をし、又は介護短時間勤務制度の適用を受けることができる。
  - 3 育児休業及び介護休業又は育児短時間勤務制度及び介護短時間勤務制度の適用を受けることができる職員の範囲その他必要な事項については、「育児・介護休業、育児・介護のための時間外・深夜業の制限及び育児・介護短時間勤務に関する規定」で定める。
  - 4 小学校就学前の子を養育する職員は、1年に5日の範囲内で、会社に申し出て病気・けがをした子の看護のために休暇を取得することができる。

## 第6章 賃金

### (賃金)

第18条 賃金は次のとおりとする。

- ① 基本給 時間給とし、職務内容、成果、能力、経験等を考慮して各人別に決定する。
  - ② 諸手当
    - 通勤手当 通勤に要する実費を支給する。ただし、自転車や自動車などの交通用具を使用している職員については、別に定めるところによる。
- 休日労働手当 第9条の所定休日に労働させたときは、次の算式により計算して支給する。  
基本給×1.25×休日労働時間数

### (休暇等の賃金)

第19条 第13条第1項で定める年次有給休暇については、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支給する。

- 2 第14条で定める産前産後の休業期間については、無給とする。
- 3 第15条第1項で定める育児時間については、無給とする。
- 4 第15条第2項で定める生理日の休暇については、無給とする。
- 5 第16条第1項で定める時間内通院の時間については、無給とする。
- 6 第16条第2項で定める遅出、早退により就業しない時間については、無給とする。
- 7 第16条第3項で定める勤務中の休憩時間については、有給とする。
- 8 第16条第4項で定める勤務時間の短縮により就業しない時間及び休業の期間については、無給とする。
- 9 第17条第1項で定める育児休業の期間については、無給とする。
- 10 第17条第2項で定める介護休業の期間については、無給とする。
- 11 第17条第4項で定める看護休暇の期間については、無給とする。

### (欠勤等の扱い)

第20条 欠勤、遅刻、早退、及び私用外出の時間数に対する賃金は支払わないものとする。この場合の時間数の計算は、30分単位とする。

### (賃金の支払い)

第21条 賃金は、前月1日から前月末日までの分について、当月10日（支払日が休日に当たる場合はその前日）に通貨で直接その金額を本人に支払う。

- 2 次に掲げるものは賃金から控除するものとする。
  - ① 源泉所得税
  - ② 住民税
  - ③ 雇用保険及び社会保険の被保険者については、その保険料の被保険者の負担分
  - ④ その他従業員の過半数を代表する者との書面により控除することとしたもの

#### (昇給)

第 22 条 1 年以上勤続し、成績の優秀な職員については、その勤務成績、職務遂行能力等を考慮し昇給を行う。

2 昇給は、原則として年 1 回とし、1 月に実施する。

#### (退職金)

第 24 条 勤続 3 年以上の職員が退職し、又は解雇されたときは、退職金を支給する。ただし第 40 条第 2 項により懲戒解雇された場合は、退職金の全部又は一部を支給しないことがある。

#### (退職金額等)

第 25 条 退職金は、退職又は解雇時の基本給に勤続年数に応じて定めた別表の支給率を乗じて計算した金額とする。

2 退職金は、支給事由の生じた日から 1 カ月以内に退職した職員（死亡した場合はその遺族）に支払う。

### 第 7 章 退職、雇止め及び解雇

#### (退職)

第 26 条 職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。

- ① 労働契約に期間の定めがあり、かつ、雇入通知書にその契約の更新がない旨あらかじめ示されている場合は、その期間が満了したとき
  - ② 本人の都合により退職を申し出て会社が認めた時、又は退職の申し出をしてから 14 日を経過したとき
  - ③ 本人が死亡したとき
- 2 職員が、退職の場合において、使用期間、業務の種類、その事業における地位、賃金又は退職の事由（退職の事由が解雇の場合はその理由を含む。）について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

#### (雇止め)

第 27 条 労働契約に期間の定めがあり、雇入通知書にその契約を更新する場合がある旨をあらかじめ明示していた職員の労働契約を更新しない場合には、少なくとも契約が満了する日の 30 日前までに予告する。

2 前項の場合において、当該職員が、雇止めの予告後に雇止めの理由について証明書を請求した場合には、遅滞なくこれを交付する。雇止めの後においても同様とする。

#### (解雇)

第 28 条 職員が、次にいずれかに該当するときは解雇する。この場合において、少なくとも 30 日前に予告をするか又は予告に代えて平均賃金の 30 日分以上の解雇予告手当を支払う。

- ① 勤務成績又は業務能率が著しく不良で、向上の見込みがなく、他の職務にも転換できない等、就業に適さないと認められたとき
- ② 業務上の負傷又は疾病による療養の開始後 3 年を経過しても当該負傷又は疾病が治らない場合であって、職員の傷病補償年金を受けているとき又は受けたことになったとき（会社が打切り補償を支払ったときを含む）
- ③ 身体又は精神に障害がある場合で、適正な雇用管理を行い、雇用の継続に配慮してもなお業務に耐えられないと認められたとき
- ④ 事業の運営上やむを得ない事情又は天災事変その他これに準ずるやむを得ない事情により、事業の継続が困難となったとき又は事業の縮小・転換又は部門の閉鎖等を行う必要が生じ、他の職務に転換させることが困難なとき

- ⑤ その他前各号に準ずるやむを得ない事由があるとき
- 2 前項の予告の日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮する。
- 3 職員が、解雇の予告がされた日から退職の日までの間に当該解雇の理由について証明書を請求した場合は、遅滞なくこれを交付する。

## 第 8 章 福利厚生等

### (雇用保険等)

第 29 条 学会は、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の被保険者に該当する職員については、必要な手続きをとる。

### (教育訓練の実施)

第 30 条 学会は、職員の職務内容・成果・能力・経験等に応じ教育訓練を実施する。

## 第 9 章 安全衛生及び災害補償

### (安全衛生の確保)

第 31 条 学会は職員の作業環境の改善を図り安全衛生教育、健康診断の実施その他必要な措置を講ずる。

2 職員は、安全衛生に関する法令、規則並びに学会の指示を守り、学会と協力して労働者災害の防止に努めなければならない。

### (災害補償)

第 33 条 職員が業務上の事由若しくは通勤により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合は、労働災害補償保険法に定める保険給付を受けるものとする。

2 職員が業務上負傷し又は疾病にかかり療養のため休業する場合の最初の 3 日間については、学会は平均賃金の 60% の休業補償を行う。

## 第 10 章 懲戒

### (懲戒の種類)

第 39 条 学会は、その情状に応じ次の区分により懲戒を行う。

- ① けん責 始末書を提出させ将来を戒める。
- ② 減給 始末書を提出させ減給する。ただし、減給は、1 回の額が平均賃金の 1 日分の 5 割 (2 分の 1) を超え、総額が 1 賃金支払期間における賃金の 1 割 (10 分の 1) を超えることはない。
- ③ 出勤停止 始末書を提出させるかほか、10 日間を限度として出勤を停止し、その間は賃金を支給しない。
- ④ 懲戒解雇 即時に解雇する。

### (懲戒の事由)

第 40 条 職員が次のいずれかに該当するときは、けん責、減給、又は出勤停止とする。

- ① 正当な理由なく無断欠勤 2 日以上に及ぶとき
- ② 正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻、早退をするなど勤務に熱心でないとき
- ③ 過失により学会に損害を与えたとき
- ④ 素行不良で事務局内の秩序又は風紀を乱したとき
- ⑤ 学会事務局内において、性的な言動によって他人に不快の思いをさせたり、職場の環境を悪くし

たとき

- ⑥ 学会事務局内において、性的な関心を示したり、性的な行為をしあげたりして、他の従業員の業務に支障を与えたとき
  - ⑦ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき
- 2 職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒解雇とする。
- ① 正当な理由なく無断欠勤 7日以上に及び、出勤の督促に応じないとき
  - ② 正当な理由なく欠勤、遅刻、早退を繰り返し、2回にわたって注意を受けても改めないとき
  - ③ 会社内における窃取、横領、傷害等刑法犯に該当する行為があったとき、又はこれらの行為が学会外で行われた場合であっても、それが著しく学会の名誉若しくは信用を傷つけてとき
  - ④ 故意又は重大な過失により学会に損害を与えたとき
  - ⑤ 素行不良で著しく学会事務局内の秩序又は風紀を乱したとき
  - ⑥ 職責を利用して交際を強要したり、性的な関係を強要したとき
  - ⑦ 重大な経歴詐称があったとき
  - ⑧ その他この規則に違反し、又は前各号に準ずる不適切な行為があったとき

#### 附 則

この規則は平成17年5月20日から実施する。

## 特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	日本心療内科学会	事業年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日
-----	----------	------	---------------------

## 1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動促進法施行規則第32条第1項各号に対応しています。以下同じです。

## (1) 収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
会員受取会費 ✓	9,904,000 円
賛助会員受取会費 ✓	150,000 円
入会金 ✓	112,000 円
役員・評議員会費 ✓	264,000 円
受取寄付金 ✓	2,538,000 円
心療内科学に関する学術研究及び教育普及事業収益 ✓	294,000 円
心療内科学領域の専門医、コメディカルスタッフ等の認定及び教育事業収益	360,000 円
その他の雑収益 ✓	828,720 円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	14,450,720 円

## (2) 借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

## (3) その他

なし

法人名	日本心療内科学会	事業年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日
-----	----------	------	---------------------

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

### (1) 収益の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		150,000 円	学会誌広告料
		円	
		円	
		円	
		円	

(2) 費用の生ずる取引の上位 5 者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
		4,912,466 円	学会誌発刊業務委託料
		951,600 円	事務所賃貸料
		463,320 円	事務局パソコン、コピー機リース料
		200,000 円	年会費
		198,000 円	学会ホームページ更新料

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引（NPO 法人が譲渡等を受ける場合を含む。）

## イ 資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

法人名	日本心療内科学会	事業年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日
-----	----------	------	---------------------

3 寄附者に関する事項 [④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

法人名 日本心療内科学会 事業年度 令和2年10月1日～令和3年9月30日

## 口 資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

## ハ 役務の提供（施設の利用等を含む。）

法人名　日本心療内科学会　事業年度　令和2年10月1日～令和3年9月30日

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ] 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く）、□ 給与を得た職員の総数及び総額】

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者<sup>(注1)</sup>（以下「役員等」という）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

(注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

- ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
  - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
  - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
  - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

#### イ 役員等に対する報酬又は給与の支給（口を除く）

(注2) 注1の①～④の内容を具体的に記述します。

口 給与を得た職員の総数及び総額

集計期間 令和2年10月1日～令和3年9月30日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与額
3人	4,090,797円

法人名 日本心療内科学会 事業年度 令和2年10月1日～令和3年9月30日

## 5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

法人名	日本心療内科学会	事業年度	令和2年10月1日～令和3年9月30日
-----	----------	------	---------------------

## 6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日]

## 認定基準等チェック表（第3表）

(初葉)

法人名	日本心療内科学会					チェック欄																																																															
<p>3 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること</p> <p>イ 役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること</p> <p>(1) 役員及びその親族等</p> <p>(2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等</p> <p>ロ 各社員の表決権が平等であること</p> <p>ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること</p> <p>ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと</p>																																																																					
<p>イ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="2">項目</th> <th rowspan="2">役員数 ①</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②</th> <th rowspan="2">割合 (② ÷ ①) ③</th> <th rowspan="2">最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④</th> <th rowspan="2">割合 (④ ÷ ①) ⑤</th> </tr> <tr> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>② 令和2年10月1日～令和3年9月30日</td> <td>26人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>0人</td> <td>0%</td> </tr> <tr> <td>⑥ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑦ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑧ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>⑨ 年月日～年月日</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> <tr> <td>申請時</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>%</td> <td>人</td> <td>%</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑩ 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。</p> <p>ロ</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>各社員の表決権が平等である 上記を証する書類の名称とその内容等</th> <th>⑪</th> <th>⑫</th> <th>⑬</th> <th>⑭</th> <th>⑮</th> <th>申請時</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>定款第31条に「会議の構成員の表決権は平等なものとする」と規定</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> <td>はい いいえ</td> </tr> </tbody> </table>							区分	項目		役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (② ÷ ①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④	割合 (④ ÷ ①) ⑤	①	②	③	④	⑤	② 令和2年10月1日～令和3年9月30日	26人	人	%	0人	0%	⑥ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%	申請時	人	人	%	人	%	各社員の表決権が平等である 上記を証する書類の名称とその内容等	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	申請時	定款第31条に「会議の構成員の表決権は平等なものとする」と規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
区分	項目		役員数 ①	最も人数が多い「親族等」のグループの人数 ②	割合 (② ÷ ①) ③	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数 ④		割合 (④ ÷ ①) ⑤																																																													
	①	②					③		④	⑤																																																											
② 令和2年10月1日～令和3年9月30日	26人	人	%	0人	0%																																																																
⑥ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																
⑦ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																
⑧ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																
⑨ 年月日～年月日	人	人	%	人	%																																																																
申請時	人	人	%	人	%																																																																
各社員の表決権が平等である 上記を証する書類の名称とその内容等	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	申請時																																																															
定款第31条に「会議の構成員の表決権は平等なものとする」と規定	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ																																																															

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表（第3表）は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

第3表（次葉）

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ	はい いいえ

④ 該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

項目	(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第3表）記載方法

項目	記載方法	注意事項
イの各欄	区分欄の「(a)」から「(e)」欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「(c)」～「(e)」の欄を記載する必要はありません。ロ、ハ、ニについても同様です。 第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第〇条に正社員の表決権（又は議決権）は平等に一票を与えると規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「(a)」から「(e)」については、上記イに記載する各期間（「(a)」から「(e)」）を示したもので	① 「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第3表付表2「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「(a)」から「(e)」については、上記イに記載する各期間（「(a)」から「(e)」）を示したもので	

## 役員の状況

第3表付表1

法人名	日本心療内科学会	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時
役員数	26人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数	人	人	人	人	人	人	人

## 役員の内訳

### (注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

## 役員の状況

第3表付表1

役員の内訳									
氏名	住所	職名	続柄等	就任等の状況					
				Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	
久保 千春		理事長	なし	○					2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 理事長就任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
芦原 陸		理事	なし	○					2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
浅川 明弘		理事	なし	○					2018/12/1 就任 2020/10/1 再任
江花 昭一		理事	なし	○					2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
小山 敏子		理事	なし	○					2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
村上 正人		理事	なし	○					2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任

村上 典子	[REDACTED]	理事	なし	○										2018/10/1 再任 2020/10/1 再任 2008/10/1 就任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
山岡 昌之	[REDACTED]	理事	なし	○										2005/5/20 (設立時) 就任 2008/10/1 再任 2010/10/1 再任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
前沢 政次	[REDACTED]	理事	なし	○										2011/10/1 就任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
福永 幹彦	[REDACTED]	理事	なし	○										2011/10/1 就任 2012/10/1 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
須藤 信行	[REDACTED]	理事	なし	○										2011/10/1 就任 2012/10/0 再任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
岡田 宏基	[REDACTED]	理事	なし	○										2012/10/1 就任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
福士 審	[REDACTED]	理事	なし	○										2012/10/1 就任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	
金子 宏	[REDACTED]	理事	なし	○										2012/10/1 就任 2014/10/1 再任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任	

吉内 一浩		理事	なし	○					2014/10/1 就任 2016/10/1 再任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
岡 孝和		理事	なし	○					2016/10/1 就任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
河合 啓介		理事	なし	○					2016/10/1 就任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
千葉 太郎		理事	なし	○					2012/11/17 監事就任 2014/11/29 監事退任 2016/10/1 理事就任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
端詰 勝敬		理事	なし	○					2016/10/1 就任 2018/10/1 再任 2020/10/1 再任
石川 浩二		理事	なし	○					2020/10/1 就任
小牧 元		理事	なし	○					2020/10/1 就任
坂野 雄二		理事	なし	○					2020/10/1 就任
鈴木 順		理事	なし	○					2020/10/1 就任
丸岡秀一郎		理事	なし	○					2020/10/1 就任
中尾 瞳宏		監事	なし	○					2016/12/3 就任 2018/10/1 再任 2020/12/2 再任
伊藤 克人		監事	なし	○					2018/11/2 就任 2020/12/2 再任

## 帳 簿 組 織 の 状 況

第3表付表2

法 人 名	日本心療内科学会		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
現金出納帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	1週間毎	10年間
仕訳帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	1週間毎	10年間
総勘定元帳	電子データアウトプット (会計ソフト)	1週間毎	10年間

## (記載方法)

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「現金出納帳」、「総勘定元帳」、「経費帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「3枚複写伝票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表（第4表）

(初葉)

法人名	日本心療内科学会						チェック欄
4 事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること							
イ 宗教活動又は政治活動等を行っていないこと							
口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと							
ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること							
二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること							
イ							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
口							
項目	Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	

## (注意事項)

- 「認定基準等チェック表（第4表）」は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表（第5表）

法人名	日本心療内科学会	チェック欄
5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		
イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）		
ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類		
ヘ 助成の実績を記載した書類		
次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。	同意 する	しない
イ ① 事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち10人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ② 役員名簿 ③ 定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの		
ロ 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類		
ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
二 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（bに係る部分を除く。） b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日		
ヘ 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し		

## (注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第7表)

法人名	日本心療内科学会
-----	----------

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政手続に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと						チェック欄
法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実の有無						
Ⓐ	Ⓑ	Ⓒ	Ⓓ	Ⓔ	申請時	
有・ <input checked="" type="radio"/> 無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
㊟ 認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。						

「認定基準等チェック表」(第7表)記載方法

項目	記載方法	注意事項
各欄共通	該当する一方を「○」で囲みます。	「Ⓐ」から「Ⓔ」については、認定基準等チェック表(第3表)のイに記載する各期間(「Ⓐ」から「Ⓔ」)を示したものです。過去に認定を受けたことのない法人の場合は、「Ⓐ」～「Ⓔ」の欄を記載する必要はありません。

## 欠格事由チェック表

法人名	日本心療内科学会	チェック欄
	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。	
1 役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合		
イ 認定 NPO 法人が認定を取り消された場合又は特例認定 NPO 法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定 NPO 法人又は当該特例認定 NPO 法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しないもの		
ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者		
ハ 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等 <sup>(注1)</sup> 若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者		
二 暴力団の構成員等 <sup>(注2)</sup>		
2 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人		
3 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人		
4 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。		
5 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人		
6 次のいずれかに該当する法人		
イ 暴力団		
ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人		

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前 1 年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者の有無	有・無
二	暴力団の構成員等の有無	有・無

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から 5 年を経過しない法人	はい・いいえ
---	-------------------------------------	--------

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
---	---------------------------	--------

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記 4 に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その 4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要）	はい・いいえ

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から 3 年を経過しない法人	はい・いいえ
---	---	--------

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・いいえ
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ